交 通 安 全 に つ い て

1　通学について

徒歩による通学を基本とする。ただし、運動場中心から 2.0km 以上の地域（ただし令和５,６年度入学生は 1.5km とする）で、本校自転車通学についての規定を守ることができる者については生徒・保護者の申請のもと自転車での通学を許可する。

2　徒歩通学について

徒歩通学者は決められた通学路を通って登下校をする。また、通学するに当たっては、右側通行の原則を守り、車道にはみ出したり、道路いっぱいに広がって歩いたりしないなど、交通ルールを遵守し、自身の安全を図る。

3　自転車通学について

許可される生徒の条件

- 運動場中心から 2.0km 以上の地域（ただし令和５,６年度入学生は 1.5km）に住んでいること。
- 交通ルールや学校の規則、指導に従うことができること。
- 車体についての規定が守れること。
- 運転技能が優れており、安全に登校することができると認められること。
- 賠償責任保険に加入していること。

※学区外からの通学については、運動場中心から 2.0km 以上の地域（ただし令和５,６年度入学生は 1.5km）の場合、自転車利用を許可する。

【自転車通学に関する約束事項】

①ヘルメットを必ず着用する。
②鑑札ステッカー及び反射材を必ず貼付する。
③走行にあたっては、交通ルール、学校の規則を厳守する。
（指定された場所では下車をし、自転車を押して通行する。）
④雨天時はカッパを着用し、傘は使用しない。
⑤大きい荷物は、荷ゴムで荷台にしばる。（前カゴの荷物は最小限にする）
⑥登校は北門を利用する。
⑦校内では鑑札番号指定の駐輪場に整頓して置く。必ず施錠をし、鍵は自己保管をする。
⑧事故やトラブルが起きた場合は、速やかに学校に連絡を取ること。

【使用する自転車について】

①前後のブレーキが有効に作動すること。
②前照灯が点灯すること。及び後部反射鏡（または反射テープ）があること。
③警報機（ベル）があり、音がしっかりでること。
④施錠できること。
⑤バッグをしばることのできる荷台があること。
⑥スタンドは両羽式のものであること。
⑦防犯登録をすること。

⑧ハンドル、荷台を加工・変形しないこと。
⑨ハブステップなどの不必要な部品をつけない。
⑩余分なステッカー等を車体に貼らない。

許可に至るまでの経緯

・自転車通学許可居住地であり、保護者から許可申請が提出される。

⇩

・学校で交通ルールについての筆記試験を行う。

⇩

・車体検査を受け、鑑札シールを貼ってから自転車通学が許可される

違反行為について

・下記の違反項目に該当した場合は、初回は１回目：反省文　２回目：自転車停止（１週間）
３回目以降：自転車停止（１か月）とする。
・失効中に隠れて通学に自転車を使用した場合その年は自転車による通学を認めない。

違反項目

危険運転（二人乗り、蛇行運転など）	並列走行（２列走行）	通行妨害
信号無視	整備不良（変形ハンドル等含む）	学校で定めた自転車通学のルールの違反
一旦停止時違反	鑑札なし	通行妨害
通学路以外の大きな道路への横断	無灯火	学校で定めた自転車通学のルールの違反
ヘルメット無装着	ヘルメット不完全装着 （あごひも未装着など）	傘差し運転

★ 上記の違反以外にも悪質な自転車運転と判断された場合は自転車通学を停止します。

違反認定条件

・学校職員、交通指導員、警察官等が現場で発見・目撃した場合
（自転車指導警告カードを発行された場合はすぐに担任に申し出ること）
・保護者や地域の方が報告してくれた場合で、違反が特定できた場合
・生徒からの目撃情報や申し出があり、違反が特定できた場合
・自らの違反を申し出た場合

４　バス通学について

状況により保護者及び本人が必要と判断した時は、路線バスによる登校を認める。
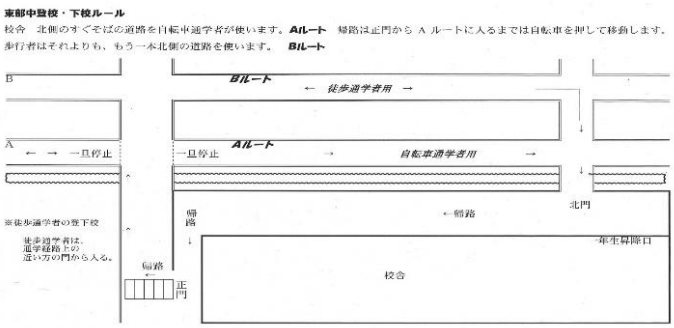
５　自転車通学・徒歩通学ルート